

相双地域トライアルステイ事業実施要領

1 目的

相双地域の雇用に対する人材不足を解決するため、県外等から相双地域への就職・定住希望者（以下「就職等希望者」という。）の受入れを行い、滞在期間中に企業体験等を実施するとともに、就職等希望者への就職支援や地域との交流事業を行い相双地域への就職及び定住を促す。

2 応募対象者

（1）福島県外又は相双地域外に居住しており以下に該当する者

ア 相双地域の企業等への就業体験（見学、研修等）及び定住を希望する者
イ インターンシップ又はワーキングホリデーにより相双地域の企業等への就業体験を希望する者

ウ 当事業の趣旨と一致する相双管内市町村等が実施する事業への参加者において福島県相双地方振興局（以下「振興局」という。）が認める者

（2）次の方は応募対象外とする。

ア 就業意欲が低く、観光等を目的とした一時的な滞在を目的としている者
イ 成年被後見人又は被補佐人

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

カ その他県が認める者

（3）応募は、施設ごとに1人1回限りとする。

3 トライアルステイ期間

期間は、原則、2日から1ヶ月までとする。

4 実施内容

（1）居住環境の提供

就職等希望者へ滞在期間中の住居等の提供及び管理を行う。

（2）就業支援

就職等希望者の企業体験等（研修、トライアル雇用等）の支援を行う。

（3）地域交流事業の実施

地域行事への参加勧奨や地域住民等との交流を図り地域体験を行う。

（4）生活支援情報の提供

生活全般に関する支援制度の紹介や相談への対応を行う。

5 参加者の申込み及び決定方法

（1）FAX、メール又は郵送による申込とする。

（2）別紙「申込書」（別紙1）に必要事項を記入のうえ提出する。

- (3) 「申込書」は、振興局ホームページよりダウンロード又は、下記7に問い合わせのうえ「申込書」用紙を請求する。なお、郵送の場合は、下記7に記載の問合せ先に郵送すること。
- (4) 「申込書」受理後、申込者と振興局は面接を行う。なお、都合により面接を実施できない場合は、ヒアリングシート提出又は電話等による聞き取りを行うものとする。
- (5) 面接等の結果は、郵送により通知する。
- (6) 受入決定後は、「ふるさと福島就職応援センター（東京窓口）」や「ふくしま生活・就職情報センター（南相馬窓口）」等の就職支援機関を窓口として、企業等との調整を行う。なお、就職等希望者は、ハローワークや福島広域雇用促進支援協議会が実施する事業への参加、若しくは、直接企業等と調整したうえで申込みをする場合は、申込書へ記載すること。
- (7) 手続きの流れ
別紙フロー図参照

6 申込書受付

受付時間 平日 8時30分～17時まで（土、日、祝日を除く）

7 問合せ・申込先

郵便 〒975-0031

住所 福島県南相馬市原町区錦町1-30

福島県相双地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
トライアルステイ事業担当 宛

電話 0244-26-1142

FAX 0244-26-1120

メール soso-trial@pref.fukushima.lg.jp

「そうそうで暮らそう！ホームページ」 <http://www.s-trial.net>

8 費用負担

- (1) 費用負担は以下のとおりとする。

項目	県費負担	就職等希望者
住居使用料	▷ 全額負担	-
交通費	▷ 相双地方の滞在先と現住所間の往復交通費 (上限5万円) ※高速道路使用料は対象外	▷ 滞在期間中の交通費（レンタカー代、バス代、電車代等）
生活費	▷ 光熱水費 ▷ 布団（寝具類一式） ▷ 住居消耗品（トイレットペーパー、電球、掃除用品等） ▷ キッチン用品 ▷ その他居住に必要な共用品	▷ 飲食に係る費用 ▷ 医療に係る費用 ▷ 着替え、歯ブラシ、タオル等個人に関するもの ▷ その他個人負担が相当なもの

地域交流事業参加費	▷ 地域交流事業の実施に係る経費 ▷ 食糧費（お茶代）	▷ 食糧費（左記以外のもの） ※一部自己負担を求める場合があります。
就職支援相談	▷ 就職支援事業に係る経費	▷ 原則負担なし ※一部自己負担を求める場合があります。
申込み等手続きに関する諸経費	-	▷ 郵便等手続きに係る全ての経費
インターネット環境整備	▷ 無線 LAN 等環境整備経費	▷ パソコン及びタブレット等は各自準備

(2) その他 上記に記載のない費用負担が生じた場合は、原則、就職等希望者の負担とする。

9 受入企業選定方法

就職支援機関等と連携を図り、就職等希望者の申込みに応じた企業等の選定を行う。

10 受入企業等への謝金

(1) 就職等希望者の受入企業等には、謝金として月額 40,000 円（上限）を支払うものとする。支給条件は、通常の労働者と同程度の雇用条件で、かつ、週 20 時間を下回らない雇用条件で受入をした場合とする。1 ヶ月に満たない月がある場合は以下のとおりとする。ただし、就職等希望者が直接受入企業と調整をした場合や他団体主催の事業に参加する場合は謝金は支払わないものとする。

（計算式）

$$\text{割合 A} = \frac{(\text{1 ヶ月に就労した日数})}{(\text{1 ヶ月に就労を予定していた日数})} \\ (\text{※社内規定に基づく日数})$$

割合	月額支給額
75% ≤ A	4 万円
50% ≤ A < 75%	3 万円
25% ≤ A < 50%	2 万円
0% < A < 25%	1 万円
A = 0%	不支給

(2) 受入日数が 5 日以内の場合は、日額 2,000 円の謝金を支払う。

(3) 研修、見学等による場合も上記 (2) に準じ支払う。

(4) 上記記載の金額は、1 人につき支払う金額とする。

(5) 月を跨ぐ場合において、各月の受入日数が 5 日以内となる場合には、(2) に準じて支払う。

(6) 受入企業等は毎月末又は受入終了後に、実施報告書（別紙 2）及び請求書（別紙 3）を上記 7 へ提出する。

11 企業等体験期間中の就職等希望者の給与等

(1) 就労体験期間中は原則、無給とする。ただし、受入企業等の給与規則等に基づく給与支給がある場合は、この限りではない。

(2) 5 日以内の見学及び研修は原則、無給とする。

12 事故等の対応について

当事業の滞在期間中は、万が一の事故に備え、県が傷害補償保険に加入する。

13 個人情報の取扱について

個人情報については、適切に管理を行い本事業に関することのみに使用する。また、個人情報取扱に関することは必要に応じて定める。

14 その他

その他必要な事項については、別に定める。

施行日 平成 29 年 4 月 1 日